附則第三条第一項中「とし、平成二十五年度に限り、同号中「四月一日」とあるのは、「五月十六日」」を削り、同条第四項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第四条第二項の表第三号中「平成二十四年度補正予算債」の下に「、平成二十五年度補正予算債」を加える。

附則第六条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項算式中「0.168」を「0.178」に改め、同条第二項中「〇・一七一」を「〇・一八七」に、「〇・三六九」を「〇・三七〇」に、「〇・〇四二」を「〇・〇四六」に改める。

附則第六条の三中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条算式中「1」を「2」に改める。

附則第九条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

附則第九条の五中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「4,303,000」を「4,005,000」に、「平成25年版」を「平成26年版」に、「平成19年度から平成22年度まで」を「平成20年度から平成23年度まで」に改める。

附則第十条の四を削る。

附則第十一条第一項中「一・〇四二」を「〇・九九六」に改め、同条第二項中「適用合併」を「合併」に改める。

附則第十一条の二中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、「限り」の下に「、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までの間に」を加える。

附則第十二条の二第一項算式中「85,700円」を「84,200円」に改め、同条第二項算式中「1.017」を「1.012」に、「1.018」を「1.043」に改め、同項算式の符号b算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に、「「税額」を「税額（千円）」」に改め、同項算式の符号c算式中「0.326」を「0.902」に改め、同項算式の符号c算式の符号中「第3号」の下に「及び第4号」を加え、「規定する寄附」を「規定する寄附金」に、「「控除額」を「「控除額（千円）」」に改め、同項算式の符号d算式中「0.98994」を「1.00468」に改める。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{(A\times0.00072940)-(A\times0.00039432)\}\times0.25+\{(A\times0.00093692)-(A\times0.00041917)\}\times0.25$$

算式の符号

A　地方税法第72条の114第3項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

附則第十三条各号列記以外の部分中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二号算式の符号中「平成24年度」を「平成25年度」に改める。

附則第十三条の二各号列記以外の部分中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二号算式の符号中「平成24年度」を「平成25年度」に改める。

附則第十三条の三及び附則第十三条の四を削る。

附則第十四条各号列記以外の部分中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二号算式の符号中「平成24年度」を「平成25年度」に改める。

附則第十四条の九第一項算式中「128,400円」を「126,100円」に改め、同条第二項算式中「1.017」を「1.012」に、「1.018」を「1.043」に改め、同項算式の符号a算式の符号a3中「第59表」を「第12表」に改め、同項算式の符号a算式の符号a4中「700万円を超え1,000万円以下の金額」を「700万円〃1,000万円〃」に改め、同項算式の符号a算式の符号a6中「第59表」を「第12表」に、「700万円を超え1,000万円以下の金額」を「700万円〃1,000万円〃」に改め、同項算式の符号a算式の符号a7中「第59表」を「第12表」に改め、同項算式の符号b算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に、「税額」を「税額（千円）」に改め、同項算式の符号c算式中「0.307」を「0.775」に改め、同項算式の符号c算式の符号中「合算額」を「額」に改め、「第3号」の下に「及び第4号」を加え、「規定する寄附」を「規定する寄附金」に、「「控除額」を「「控除額（千円）」」に改め、同項算式の符号d算式中「0.99108」を「1.00474」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A\times\frac{a}{b}\times0.25$$

算式の符号

A　道府県が地方税法第72条の115第2項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額

a　当該市町村人口

b　当該道府県人口

2　合併関係市町村に係る法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、前項の規定によって算定した当該新市町村に係る加算する額を、合併関係市町村ごとの人口によって按分した額とする。

附則第十五条第一項各号列記以外の部分中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第二号算式の符号中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同項第六号中「附則第三項」を「附則第三条」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度」に改める。

附則第十六条第一項及び第三項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第四項及び第五項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第六項中「及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第七十一号）」を「、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第七十一号）」に、「にあっては、平成十五年度から平成二十三年度」を「及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十四年普通交付税省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県にあっては、平成十五年度から平成二十四年度」に改める。

附則第十八条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同条算式中「0.261」を「0.271」に改め、同条算式の符号A中「平成25年1月1日」を「平成26年1月1日」に改め、同条算式の符号B中「経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）」を「経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）」に、「平成21年7月1日」を「平成24年2月1日」に、「Qまで」を「Rまで」に改める。

附則第十八条の二を削る。

附則第十九条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二号算式の符号中「平成24年度」を「平成25年度」に改める。

附則第十九条の五第一号中「一・〇七二」を「一・一〇〇」に、「〇・九七一」を「一・一一四」に改め、同条第二号算式の符号中「平成24年度」を「平成25年度」に改める。

附則第十九条の十一第一項及び第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十九条の十一から第十四までを次のように改める。

第十九条の十一から第十九条の十三まで　削除

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　法附則第五条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によって、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。